

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町大字上和仁字小塚988の1、988の3、988の4、989、991の6から991の14まで、991の19、991の20、991の23から991の25まで、991の38、991の39、991の42、991の62、991の69、991の71、991の85、991の88、993、994の2、999、1071の1、字矢部1258の27、1258の77、字西川984、字高鼻1072の4から1072の6まで、1072の9、1072の13、1072の22から1072の24まで、1072の47、1077の1、1079、1080の1、1081、1084の1、1084の2
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第144号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年2月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 申請年月日
平成15年11月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」
- 3 代表者の氏名
薮野 邦子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市水前寺六丁目41番5号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、県民に対して生活・環境の向上を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた調査、意識啓発、まちづくりや環境保全に関する提言・意識啓発、介護福祉に係る情報提供、女性の自立のサポート及び地域の特産物の掘り起こしに関する事業を行い、不特定多数のものの利益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第145号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成16年度熊本県庁舎廃棄物運搬処理業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成16年度の熊本県庁舎廃棄物運搬処理業務委託に要する費用とする。